

# 税の申告はお早めに!

左記の日程で住民税申告の受け付けを実施します。確定申告(所得税の申告)が必要な場合は、申告期間中に限り市職員による申告相談を受け付けています。事前に関係書類の整理や計算を行っていただくなど、円滑な申告相談にご協力ください。

税務収納課 ☎57-8504



## 市役所本庁での受け付けは...

- ▶ 事業所得(営業・農業・漁業など)、不動産所得、給与所得、公的年金などの雑所得、配当所得、一時所得の申告および所得のない人の申告を受け付けます。
  - ▶ 事業所得・不動産所得の申告は、收支内訳書が必要です(年間の収入や必要経費などを事前に整理のうえ、收支内訳書に記入しておいてください)。
  - ▶ 平成29年中に自己の住宅を取得した人が住宅ローン控除を受ける場合は申告が必要です。事前に必要な書類の確認をしておいてください。
  - ▶ 医療費控除を伴う申告は、事前に治療を受けた人ごと、病院・薬局別に領収書の整理、計算をお願いします。平成29年分から、集計に一定の要件を満たした医療費通知を利用できるようにになりました。
- ※不動産(土地・建物)、株式などを売却したときの譲渡所得は南国税務署へ申告してください

## 各支所での受け付けは...

- ▶ 申告期間中は還付申告と給与・年金・雑・一時・配当所得の申告、および所得のない人の住民税申告を受け付けます。
  - ▶ 事業所得(営業・農業・漁業など)、不動産所得のある人の申告は、本庁または税務署で申告してください。
- ただし、自動車などの運転ができず、本庁への来庁が困難な人(おおむね75歳以上の高齢の人、障害のある人など)は下記の日程にて支所で受け付けます。

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 赤岡支所  | 2月22日(木)<br>2月23日(金)午前 |
| 夜須支所  | 2月27日(火)<br>2月28日(水)午前 |
| 香我美支所 | 3月1日(木)<br>3月2日(金)午前   |
| 吉川支所  | 3月6日(火)午前<br>3月7日(水)午後 |

**受付日程** ※土・日曜日、祝日を除く

還付申告のみ受け付け  
**2/1(木)~2/15(木)**  
受付場所...本庁3階第4会議室  
納め過ぎた所得税がある場合の申告です。給与所得者や年金所得者の方で還付を受ける場合はこの期間内にお越しください。  
※2月16日(金)以降は大変混雑します

申告・相談の受け付け  
**2/16(金)~3/15(木)**  
受付場所...本庁3階第4会議室  
(各支所での受付日は右下をご覧ください)

**受付時間**

午前の部 **9:00~11:00**  
午後の部 **13:00~16:30**

## 確定申告は不要な方でも、下記のような方は住民税申告が必要です

- ① 雑所得がある方(個人年金や生命保険の満期保険金、報酬、謝礼金、シルバー人材センター配分金など)
  - ② 年金所得のみの方で、年金で控除しているもの以外に各種控除の追加がある方(納付書・口座振替による社会保険料の納付、扶養控除、障害者控除や生命保険料控除などのある方)
- ※所得税の確定申告を済ませ、その他の収入、控除がない方は住民税の申告は必要ありません



## 受け付け前のご準備を

■ 受け付けがスムーズに進むよう事業所得のある方は「收支内訳書」、医療費控除のある方はその計算が済まれた順に受け付けをお願いしますので事前のご準備をお願いします。

■ 計算などが済まれている場合、会場での記載台で計算などを済ませるための受け付けとなります。計算の仕方が分からない等で不明な点がございましたら、1月中に税務収納課までご相談ください。

■ 前年に税務署または香南市役所で申告をされた方で、利用者識別番号をお持ちの方は、その番号が分かるものを持って申告に来てください。

■ **マイナンバーが必要です!**  
○ 納税者本人のマイナンバーの記載が必要です。

○ 申告書の記載事項のうち、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者についてもマイナンバーの記載が必要になります。

○ **マイナンバー確認書類の提示が必要です。**  
記載していただいたマイナンバーがご本人の番号であることを確認させていただくために、下記のいずれかの書類の提示をお願いします。



## 医療費控除が変わります

今まで医療費控除の申告には医療費領収書と医療費控除の明細書の提示・提出が必要でした

願います。

※申告を支所でされる場合には、マイナンバーカード等の写しの添付も必要です

▼ 本人が申告する場合に必要なもの(いずれか)

- ・ 納税者本人の「マイナンバーカード」
- ・ 納税者本人の「通知カード」および免許証などの写真付き身分証明書

▼ 代理人の方が申告する場合に必要なもの

本人が申告の場合の書類の写しに加え、委任状が必要です(代理人の方が家族の場合、委任状は不要です)。

※前年分の確定申告書にマイナンバーを記載し書類提示された方も、毎年申告の都度にマイナンバー確認のため書類提示または写しの添付が必要です

が、平成29年分の確定申告から、医療費領収書の提示・提出が不要となり、医療費控除の明細書のみの提出となりました。また、一定の要件(医療費の自己負担額を記載している等)を満たした医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等)を添付すると、明細の記入を省略し合計額を記入できるようになりました。

領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは提示または提出が必要です。

平成29年分から適用が始まるセルフメディケーション税制による医療費控除の特例(特定一般用医薬品等購入にかかる医療費控除)を受ける場合は、従来の医療費控除の適用を受けることができます。どちらかを選択して申告してください。

※対象となる特定一般用医薬品とは、医療用から転用(スイッチ)された一般用医薬品で、ドラッグストアや薬局で購入できるものです。対象となる医薬品は、領収書に控除の対象であることが記載されています。また、この特例の適用を受けるには、健康の保持増進および疾病の予防として一定の取り組み(特定健診、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診等のいずれか)を行っていることが前提です

## 個人事業主(農業・営業等)の皆さんへ

給与支払報告書の提出にもマイナンバーが必要ですよ!

農業や営業等の事業所得のある方で給与の支払がある場合(専従者・アルバイト・退職者も含みます)、支払額の多少に関わらず給与支払報告書の提出が必要です。平成30年度(平成29年分)については、1月31日(水)までに提出してください。提出先は給与受給者が平成30年1月1日に居住する市町村税務担当課となります。

なお、香南市役所税務収納課に提出していただく給与支払報告書にも給与受給者本人・扶養親族・支払者(個人事業主のマイナンバー)の記載が必要です。また、提出時に支払者の方のマイナンバーカードまたは通知カードと免許証等の提示(郵送であればコピー)の同封が必要です。

## 南国税務署からのお知らせ

● 南国税務署の確定申告会場の開設期間は、2月16日(金)から3月15日(木)まで(土・日・祝日を除く)で、受付時間は8時30分から16時です。ただし、会場の混雑状況により、16時前でも受け付けを

**e-Tax**  
インターネットで申告ができます

確定申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成できます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。